

告示

埼玉県告示第六百六十九号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
ときがわ町	平成三十九年度地籍簿一冊字大附の一部）十五日	大附三地区（大令和二年六月	十五日